（西暦）　　　　　　　年　　月　　日

日本獣医生命科学大学長　殿

|  |
| --- |
| 〒住所 |
| 機関名　 |
| 代表者名　 | 印 |

|  |
| --- |
| 〒 |
| 住所 |
| 機関名 |
| 代表者名 | 印 |

共同研究申込書

日本獣医生命科学大学共同研究に関する規程により、下記のとおり共同研究を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 研究課題 |  |
| □　日本獣医生命科学大学　 | 氏名 | 部署名 | 職名 |
|  | 研究代表者 |  |  |  |  |
| 研究担当者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ※　外部機関に派遣される研究者は氏名の前に〇印　誓約書が必要な研究者（学生、大学院生、名誉教授等）は氏名の前に◎印 |
| 外部機関 | 氏名 | 部署名 | 職名 |
|  | 研究代表者 |  |  |  |  |
| 研究担当者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ※　日本獣医生命科学大学に派遣される研究者は氏名の前に〇印派遣にあたり各大学での手続きが必要となりますので、詳細は各大学担当部署までお問合せください。 |
| 外部機関連絡先 |
|  | 担当者氏名　 |  |
| 部署名 |  | 職名 |  |
| 連絡先 | 〒住所電話：FAX：E-mail： |
| 外部機関の区分（注1）※　当てはまるところに☑を入れてください。 | □国　　　　　　　□地方公共団体　　　　　　□国公私立大学　　□独立行政法人□株式会社等 （□大企業　 □中小企業）　　　　□その他 |
| 特記事項　※　当てはまるところに☑を入れてください。 |
|  | 国又は独立行政法人等の補助事業又は委託事業等に基づく共同研究 | □該当する　□該当しない |
| 臨床研究法に規定される臨床研究※　該当する場合は認定臨床研究審査委員会への申請書類（予定含む）が必要です。 | □該当する□該当しない |
| 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に規定される「人を対象とする生命科学・医学系研究」　　※　該当する場合は倫理委員会の承認通知・申請書類又は委員会への申請書類（予定含む）が必要です。 | □該当する　□該当しない |
| 海外由来の遺伝資源を利用する研究　　※　該当する場合は当該遺伝資源を共同研究に利用することについて、提供元の了解を取っている証拠書類が必要です。※　遺伝資源とは（国立遺伝学研究所ABS学術対策チームリンク）http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\_tft/top/resource/ | □該当する□該当しない |
| その他研究を実施する上で遵守すべき関連法令等 | □あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　）□なし |
| 本共同研究の実施に先立ち、関連する契約（秘密保持契約、MTA等） | □あり　契約名：　締結日：　締結者：□法人　□大学　　　　　□研究代表・担当者（　　　　　　）□なし |
| 特別試験研究費税額控除制度による税額控除申請（注2） | □予定あり　□予定なし |

**―――――――――　以下は、申込書提出の際に削除してください　――――――――――**

注1　外部機関の区分について

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 省庁（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省　等） |
| 地方公共団体 | ・地方公自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの１／４以上を出資している法人・地方独立行政法人 |
| 独立行政法人 | 独立行政法人、国立研究開発法人（科学技術振興機構、日本学術振興機構、国立高等専門学校機構、日本医療研究開発機構、国際協力機構、国立病院機構、産業技術総合研究機構　等） |
| 国公私立大学 | 国立大学、公立大学、私立大学、短期大学、大学共同利用機関法人（自然科学研究機構　等） |
| 株式会社等 | 株式会社、持株会社（合名会社、合資会社又は合同会社　等） |
| その他 | 上記1～5以外の法人（NPO法人、外国の企業　等） |

「中小企業」は、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条に定める「中小企業者」を指します。下表において、**資本金または従業員数の基準**を満たすものとし、それ以外を「大企業」とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種分類 | 資本金 | 従業員 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

注2　企業等が大学と共同研究を行った場合の税制上の優遇措置として「試験研究費の総額に係る税額控除制度」等の研究開発税制が設けられています。詳しくは税務署等へご確認ください。

参考：研究開発税制（経済産業省HP)　https://www.meti.go.jp/policy/tech\_promotion/tax.html